

科学技術イノベーション推進に向けた知識の結集

日本学会会議と役割とその強化

平成24年度CRDSシンポジウム

2012年10月23日

日本学会会議会長・東京大学教授

大西隆

日本学術会議とは

- 我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的として設置
- 内閣総理大臣の所轄の下、独立して職務を行う「特別の機関」として内閣府に設置（昭和24年1月に設立）

日本学術会議

会長 : 大西 隆
副会長(組織運営等担当) : 武市正人
副会長(政府との関係等担当) : 小林 良彰
副会長(国際活動担当) : 春日文子

会員: 210名

第一部
(人文・社会科学)

第二部
(生命科学)

第三部
(理学・工学)

連携会員: 約2,000名

我が国約84万人の科学者

勸告
要望
声明
提言
報告

答申
回答

政府
(各府省庁)

社 会

日本学術会議の役割

- 科学・技術のための政策を提言
- 政策立案における科学・技術の活用

科学の発達、科学を反映浸透 (日本学術会議法)

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

- 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分
- 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針
- 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
- 四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。一 科学の振興及び技術の発達に関する方策

- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

⇒ 科学のための政策提言、政策のための科学の活用

日本学会議の役割

科学・技術のための政策 提言

- 学会議法 「科学の向上発達」、「科学に関する重要事項を審議」
- 初期 科学者の生活改善、科学関係の組織設置、予算増額等、「科学」のための要望実現
- 最近でも、大型研究計画・研究施設を提案。
- 科学者を代表して、科学の発展、科学関連の個別政策推進

科学・技術のための政策における 課題

- 科学者の保身的主張・権益保全に陥らない
- 科学の発展が、人類の平和・幸福に資するという関係を常に最重視
- スクラップ・アンド・ビルドや選択的集中といった合理性や節度を持った提言が必要
- 科学の持つ2面性(デュアルユース)、倫理性、社会的影響の大きさを踏まえた責任の自覚

政策立案における科学・技術の活用

- 科学を反映させるべき政策分野について政府への勧告や提言を行う
- SCJそのものがシンクタンクとしての役割を果たす
 - シンクタンク・・・企画立案・提言を業務とする研究組織

⇒しかし、調査機能は弱いので、その拡充強化が課題(学術調査員の充実)

⇒

例 高レベル放射性廃棄物の処分

- 千年・万年の安全性は保証されず
- 総量管理、暫定保管、多層的合意形成が必要と提言（2012年9月）
- 東日本大震災からの復興についても種々の提言

例 東日本大震災復興支援

- 東日本大震災復興支援委員会
 - 災害に強いまちづくり分科会
 - 産業復興・就業支援分科会
 - 放射能対策分科会
 - 災害に対するレジリエンスの構築分科会
 - 福島復興支援分科会
 - エネルギー供給問題検討分科会
- 原子力利用の将来像についての検討委員会
- 30以上の分野別委員会・同分科会での検討

政策立案に科学を活かすための 課題

- 実証主義の基本
- 科学者と政治の役割の相違
 - 政治 合意形成、意見調整
 - 科学 観測・観察された事実に基づく論証
- 科学者の意見対立 丁寧な説明で一致点と対立点を明確化
- 日本学術会議には2つの機能が併存しているが、分離することが必要という議論もあり得る